

4. 中部大学知的財産ポリシー

2017年 6月21日制定

2019年 4月17日改正

1. 目的

中部大学（以下「本学」という。）は、社会貢献上の使命に基づいて本学と地域社会との幅広い交流を進め、新しい時代にふさわしい社会貢献の姿の追求を行い、社会的存在としての大学の役割を果たすために、本学の責任を自覚し、中部大学の知的財産の取扱方針を定める。

2. 知的財産に関する基本的考え方

大学の使命として、教育、研究並びに社会貢献が重要である。本学は、社会貢献上の使命として、「さまざまな社会的活動に参画し、大学が保有する知的・物的資源を活用することによって、地域を中心とする社会の福利向上と発展に貢献する。」ことを掲げている。本学は、教育、研究を通じて得られた知的財産を広く社会に還元することにより社会貢献を行う。そこで得られた成果を新たな研究の源泉とする知的創造サイクルを円滑に機能させ、大学が組織として知的財産を管理しその活用を推進するために、知的財産の創出、保護、管理及び活用に係る知的財産ポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

3. 適用対象者

ポリシーの適用対象者は、次のとおりとする。（以下、ポリシーの適用対象者を「教職員等」という）

- (1) 専任の教育職員及び事務職員等
- (2) 職務発明等につき学校法人中部大学との間で契約がなされている客員教授等及び学生の内、ポリシーの適用を受けることに同意した者

4. ポリシーが対象とする知的財産

ポリシーが対象とする知的財産は、次のとおりである。

- ① 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠、育成者権の対象となる品種
- ② 回路配置利用権の対象となる回路配置
- ③ 著作権の対象となる著作物
- ④ 研究開発成果としての成果有体物（以下、「研究マテリアル」という。）
- ⑤ ノウハウを使用する権利の対象となる案出（以下、「ノウハウ」という。）

5. 知的財産の帰属・承継

- (1) 「発明、考案、意匠、育成」について

(a) 届出

教職員等は、その職務に関連して行った研究成果が、ポリシーが対象とする知的財産に該当すると考えられる場合には、中部大学発明規程の定める職務発明等届を速やかに提出しなければならない。

(b) 職務発明等の認定、帰属

教職員等の創出した知的財産の職務発明等としての該否・権利の継承の判断は、中部大学発明規程に定める発明考案委員会において審議により行う。ここで、「職務発明等」とは、教職員等が、「本学の職務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が、本学における当該発明者の現在又は過去の職務に属する発明等」であり、原則、大学に帰属する。大学が承継しないと決定した知的財産に係る権利は創作した教職員等に帰属する。

上述した発明等以外については、それぞれの知的財産の特性を勘案し、大学帰属とするもの又は創作者が管理、活用等を行うものを別途定めるものとする。

教職員等は知的財産に係る権利の承継の決定に異議がある場合には、発明考案委員会に異議を申し立てることができる。

(2) 回路配置について

(a) 帰属

教職員等が職務上創作をした回路配置については、本学を当該回路配置の創作をしたものとみなす。ただし、法令、本学内の諸規程、権利取得可能性、市場性など様々な観点から本学が創作者にならないと決定したものについては、当該回路配置を創作した者を創作者とする。

(b) その取扱い

回路配置利用権を本学で取り扱った事例は限られているので、取扱に関する規程については必要に応じて別途整備する。

(3) 著作物について

(a) 著作物の分類

ポリシーでは、著作物を次のような分類により、その取扱を定める。

- ① コンピュータプログラムの著作物
- ② データベースの著作物
- ③ 上記①②以外の著作物

以下では①②の著作物を合わせて「プログラムなどの著作物」といい、③の著作物を「その他の著作物」という。

(b) プログラムなどの著作物

プログラムなどの著作物の取扱については、本学の発意に基づいて教職員等が職務上作成する著作物を「職務著作」とし、「職務著作」に該当するプログラムなどの著作者は本学とする。

(c) その他の著作物について

その他の著作物の取扱については、いわゆる職務著作について定められた著作権法第15条1項の規定に拠って原則として帰属が決められる。

(4) 研究マテリアルについて

研究マテリアルの取扱いについては、教職員等が職務上創作・抽出した試薬・試料等を成果有体物とし、成果有体物の所有権及び成果有体物に係るすべての権利・法的地位等、特段の定めがない限り、本学に帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者である本学の権利が及ぶものとする。

(5) ノウハウについて

ノウハウの取り扱いについては、教職員等が職務上案出したノウハウの利用権は本学が保有するものとする。

6. 知的財産の管理・活用

(1) 知的財産の管理

大学帰属とされた知的財産に係る知的財産権の出願、権利化、譲渡等に関する一切の管理は、本学が行うものとし、その費用は原則大学が負担する。

(2) 発明者等に対する補償

発明者等から発明に係る権利を承継して取得した場合には、職務発明等に係る補償金の取扱いに関する細則における定めに従って当該教職員等に対して出願時に補償金を支払う。知的財産の活用により本学が収入を得た場合には、当該教職員等及び本学に適切に分配する。

(3) 守秘義務

本学及び教職員等は、知的財産に係る守秘義務を誠実に遵守する責を負う。

(4) 活用

本学は、研究活動により得られた知的財産を社会で有効に活用し、社会貢献を果たすため、効率的な技術移転、共同研究・受託研究の推進等を行う。

7. 共同研究、受託研究に伴う権利の帰属など成果の取り扱い

共同研究、受託研究に伴う成果の取り扱いは、原則、寄与度に応じて成果に伴う権利の持分を決定する。知的財産の取扱いについては、共同研究、受託研究に係る契約の中で規定する。

8. 知的財産の管理及び産官学連携の実施体制と責任

大学における知的財産の取得・活用促進のための組織として、研究戦略部門研究推進企画室が、知的財産の権利化、管理、活用などにおけるマネジメントを行う。また、研究戦略部門研究推進企画室は、共同研究・受託研究等の契約業務支援、外部技術移転機関との連携など支援業務を実施する。

9. ポリシーの適用時期

(1) ポリシーは、平成 29 年 6 月 21 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(2) 中部大学知的財産ポリシー（平成 19 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

10. 改正後のポリシーの適用時期

このポリシーは、2019 年 4 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。